

2017年5月17日

会社名 SCSK株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 谷原 徹  
(コード番号 9719 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 廣瀬 由香  
(TEL. 03-5166-1150)

---

## 定款の一部変更に関するお知らせ

---

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月23日開催予定の2017年3月期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

取締役は等しく取締役会メンバーとして業務執行に対する管理監督機能を果たすべきという観点から、各取締役の経営に対する監督義務を明確化するとともに、取締役会の監督機能をより一層強化し、経営の健全性確保を図るため、従来の取締役会長、取締役副会長などの役職を廃止し、すべての取締役を等しく「取締役」とする目的で、役付取締役を廃止し、また、意思決定の客観性、透明性の向上を図るため、業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の効力発生日

定款変更のための株主総会日 : 2017年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日 : 2017年6月23日(予定)

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条(招集者及び議長) 株主総会は、<u>取締役会長又は取締役社長</u>が招集し、<u>その議長</u>となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故あるときは、<u>取締役会の定めるところにより</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第17条～第21条 (条文省略)</p> <p>第22条(代表取締役及び役付取締役) 1. <u>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条(取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第24条～第37条及び附則 (条文省略)</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第16条(招集権者及び議長) 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第17条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条(代表取締役) 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の中から代表取締役を選定する。</u> (削除)</p> <p>第23条(取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>第24条～第37条及び附則 (現行どおり)</p>

以 上